

令和 8 年度

国営施設機能保全総合対策事業

岩木川左岸地区他事故防止事業計画書補足検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

国営施設機能保全総合対策事業岩木川左岸地区他事故防止事業計画書補足検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営完了地区である岩木川左岸地区、小田川地区、相坂川左岸地区、三戸地区の水管理施設の通信回線更新に向けた受益面積の整理、費用対効果の算定及び「国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）（案）」（以下、「事業計画書（案）」という）の補足検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県弘前市他5市7町地内及び岩手県九戸郡軽米町地内で、別添1の位置図及び別添2～5の水管理施設位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 経済効果算定資料の更新 | 1 式 |
| (2) 効用に関する説明資料等の更新 | 1 式 |
| (3) 受益面積の補足整理 | 1 式 |
| (4) 事業計画書（案）及び補足説明資料の補足整理 | 1 式 |

(土地の立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第 1－7 条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 電気電子－情報通信 農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	電気電子	電子応用 情報通信
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農 学	
シビルコンサルティング マネージャー	電気電子	
	農業土木	

(担当技術者)

第 1－9 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－10 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書

の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-11 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第 1-12 条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

なお、期間中に改訂等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	水管理制御方式技術指針（計画設計編）	(一社)農業土木機械化協会	令和6年10月
2	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	(一社)農業土木機械化協会	令和元年9月
3	[改訂版]新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社	平成27年9月
4	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会編	平成15年8月

（作業条件）

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- （1）本業務は、国営完了地区における水管理施設の通信回線更新に向けた関係資料の検討・整理及び事業計画書（案）作成等を行うものであり、水管理施設の老朽化に伴う更新計画は対象外とする。
- （2）通信回線更新は、NTT 専用回線及びMCA 無線（800Mhz 帯）を対象とする。
- （3）本業務における通信回線更新の対象施設（親局・子局・孫局）及び管理方法（現況）は、別紙1【対象施設一覧表】備考欄に○印で示すものとする。

なお、対象施設の詳細は別紙2～5「現況システム構成図」に示すものとする。（1）作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。

（参考図書）

第2-3条

設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第条に2-1よるほか次表のとおりである。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）平成29年版	(一社)建設電気技術協会	平成29年3月
2	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）令和5年版	(一社)建設電気技術協会	令和5年3月

（貸与資料等）

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

分 類	貸 与 資 料	数 量
岩木川左岸地区	国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌	1 式
	国営岩木川左岸土地改良事業計画書（農業用排水）	1 式
	国営岩木川左岸農業水利事業 事業成績書	1 式
	土地改良財産台帳	1 式
	用水管理施設図	1 式
小田川地区	国営小田川二期農業水利事業 事業誌	1 式
	国営小田川二期土地改良事業計画書（農業用排水）	1 式
	国営小田川二期農業水利事業 事業成績書	1 式

	土地改良施設整理台帳	1 式
	用水管理施設図	1 式
相坂川左岸地区	国営相坂川左岸農業水利事業 事業誌	1 式
	国営相坂川左岸土地改良事業変更計画書（農業用排水）	1 式
	国営かんがい排水事業 相坂川左岸地区 事業成績書	1 式
	土地改良財産台帳	1 式
	用水管理施設図	1 式
三戸地区 (八戸平原地区)	国営総合農地開発事業 八戸平原地区事業誌	1 式
	国営八戸平原土地改良事業変更計画書（農業用排水、区画整理、農地造成－総合農地開発）	1 式
	国営八戸平原開拓建設事業 事業成績書	1 式
	土地改良財産台帳	1 式
	用水管理施設図	1 式
成果物	令和 7 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区他水管理施設機能保全検討その他業務	1 式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条

第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙 6 「作業項目内訳表」で示すとおりである。

- | | |
|--------------------------|-----|
| （1）準備作業 | 1 式 |
| （2）経済効果算定資料の更新 | 1 式 |
| （3）効用に関する説明資料等の更新 | 1 式 |
| （4）受益面積の補足整理 | 1 式 |
| （5）事業計画書（案）及び補足説明資料の補足整理 | 1 式 |
| （6）点検取りまとめ | 1 式 |

（作業の留意点）

第 3－2 条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）当初、過年度業務で作成した事業計画書（案）の更新等が主な作業となるため、現地調査を計上していない。補足作業に際して現地調査をする必要が生じた場合、監督職員と協議するも

のとする。

また、その際に施設管理者等の立会が必要な場合は監督職員と調整するものとする。

- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 費用対効果の算定にあたっては、既存事業計画書及び事後評価資料を十分に確認・把握したうえで作業を進めるものとする。また、既存資料に不明点等が生じた場合は監督職員に確認・打合せするものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（受益面積の整理及び費用対効果の算定段階）

第3回 中間打合せ（事業計画書（案）作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部
このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
このほか、要約版（市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第3-2条に示す「作業の留意点」に変更が生じた場合。
- (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (8) 旅費交通費における宿泊費の精算の協議があった場合。
- (9) その他

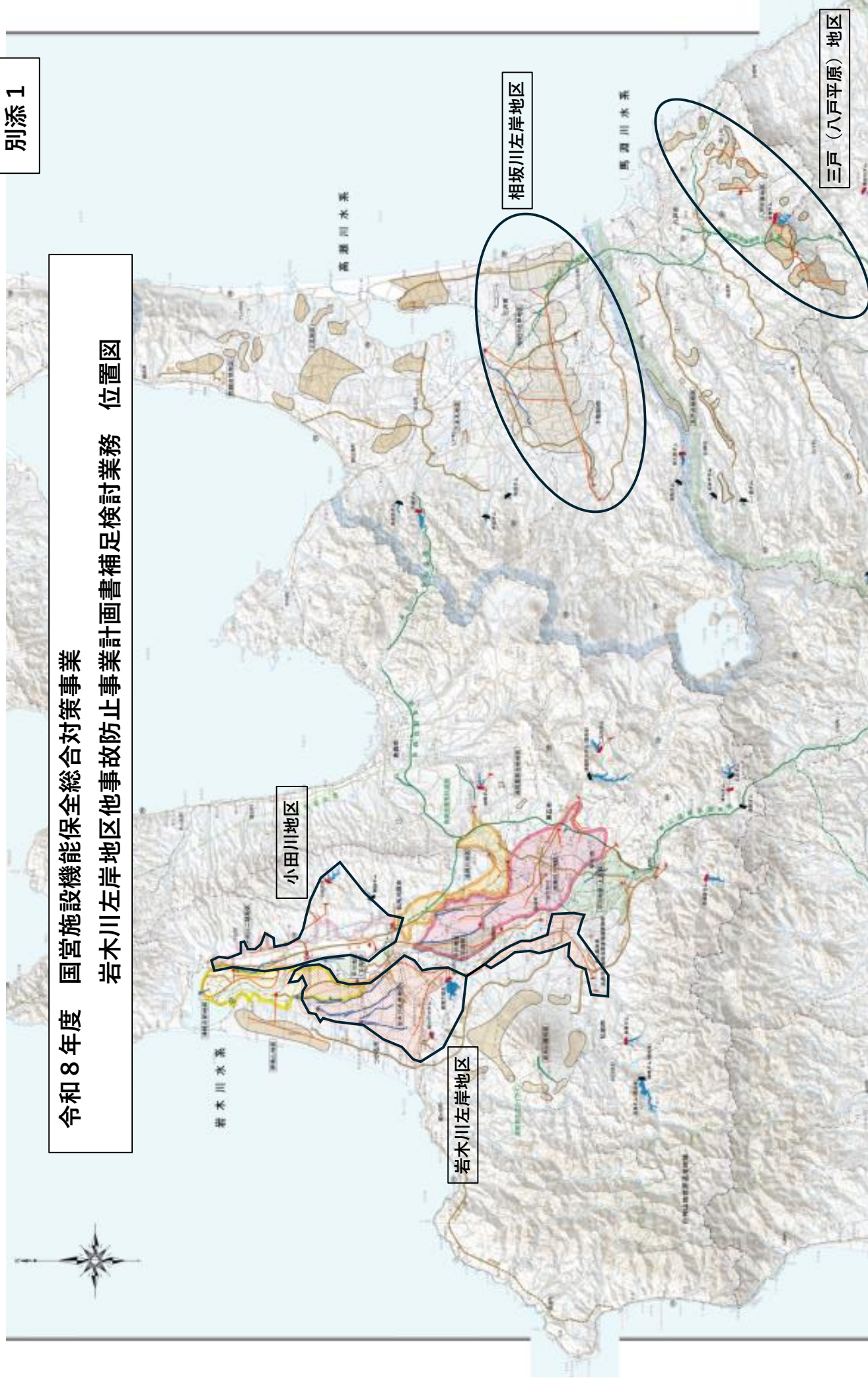
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

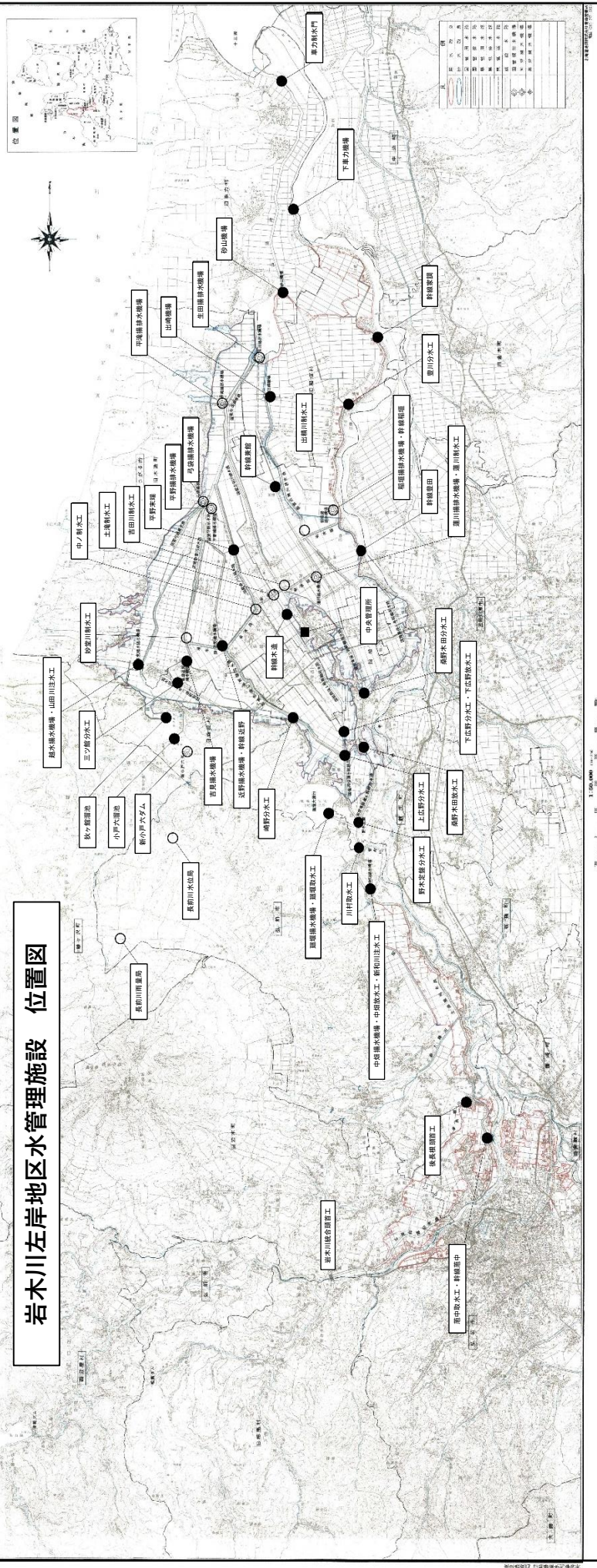
この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 8 年度 国営施設機能保全総合対策事業
岩木川左岸地区他事故防止事業計画画書補足検討業務 位置図



別添 2

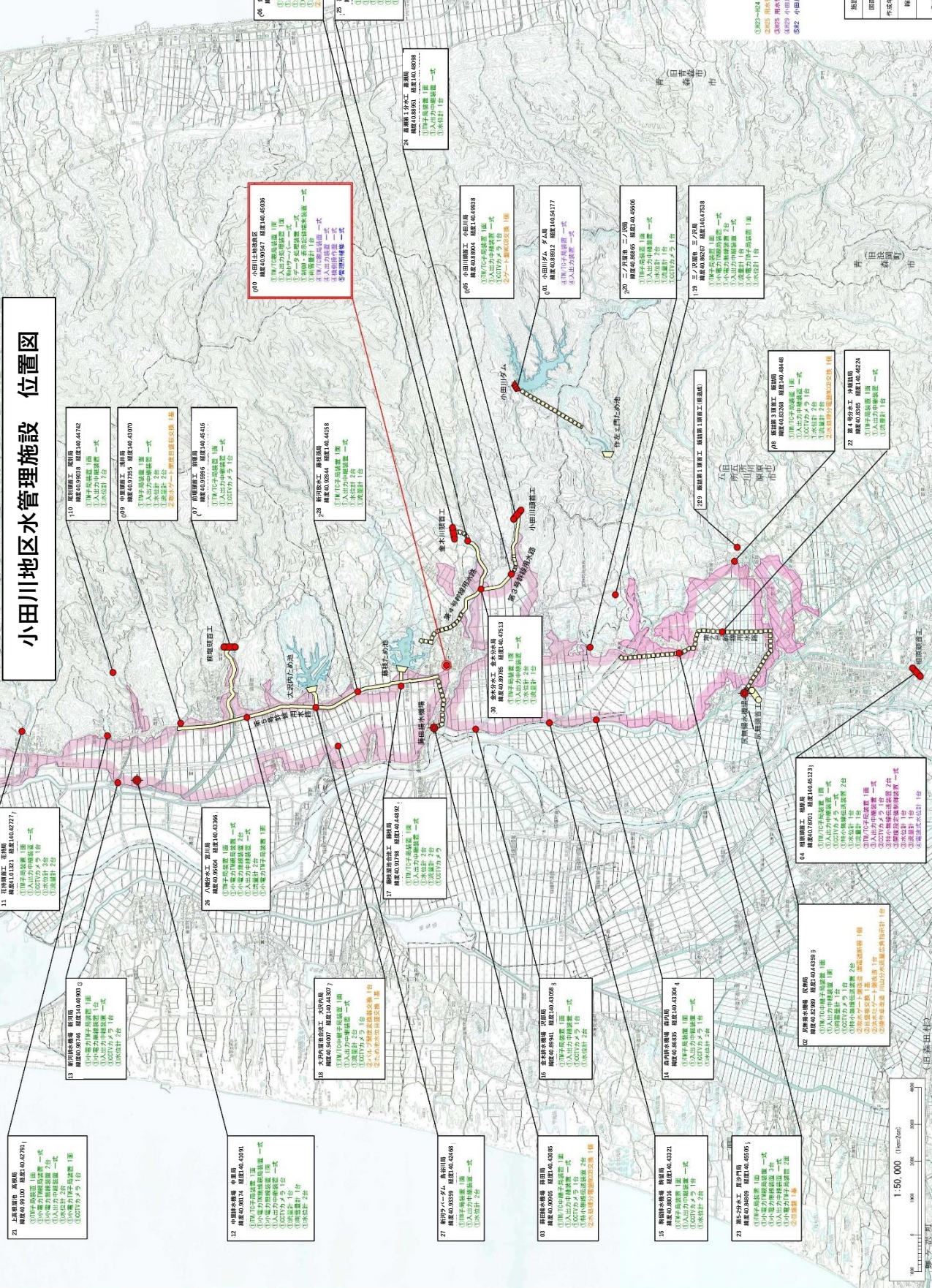
岩木川左岸地区水管理施設位置図



（昭和四四年）大塚湖沼……●
（昭和四五年）大塚湖沼……●
（昭和四六年）大塚湖沼……●
（昭和四七年）大塚湖沼……●
（昭和四八年）大塚湖沼……●
（昭和四九年）大塚湖沼……●
（昭和五〇年）大塚湖沼……●
（昭和五一年）大塚湖沼……●
（昭和五二年）大塚湖沼……●
（昭和五三年）大塚湖沼……●
（昭和五四年）大塚湖沼……●
（昭和五五年）大塚湖沼……●
（昭和五六年）大塚湖沼……●
（昭和五七年）大塚湖沼……●
（昭和五八年）大塚湖沼……●
（昭和五九年）大塚湖沼……●
（昭和六〇年）大塚湖沼……●
（昭和六一年）大塚湖沼……●
（昭和六二年）大塚湖沼……●
（昭和六三年）大塚湖沼……●
（昭和六四年）大塚湖沼……●
（昭和六五年）大塚湖沼……●
（昭和六六年）大塚湖沼……●
（昭和六七年）大塚湖沼……●
（昭和六八年）大塚湖沼……●
（昭和六九年）大塚湖沼……●
（昭和七〇年）大塚湖沼……●
（昭和七一年）大塚湖沼……●
（昭和七二年）大塚湖沼……●
（昭和七三年）大塚湖沼……●
（昭和七四年）大塚湖沼……●
（昭和七五年）大塚湖沼……●
（昭和七六年）大塚湖沼……●
（昭和七七年）大塚湖沼……●
（昭和七八年）大塚湖沼……●
（昭和七九年）大塚湖沼……●
（昭和八〇年）大塚湖沼……●
（昭和八一年）大塚湖沼……●
（昭和八二年）大塚湖沼……●
（昭和八三年）大塚湖沼……●
（昭和八四年）大塚湖沼……●
（昭和八五年）大塚湖沼……●
（昭和八六年）大塚湖沼……●
（昭和八七年）大塚湖沼……●
（昭和八八年）大塚湖沼……●
（昭和八九年）大塚湖沼……●
（昭和九〇年）大塚湖沼……●
（昭和九一年）大塚湖沼……●
（昭和九二年）大塚湖沼……●
（昭和九三年）大塚湖沼……●
（昭和九四年）大塚湖沼……●
（昭和九五年）大塚湖沼……●
（昭和九六年）大塚湖沼……●
（昭和九七年）大塚湖沼……●
（昭和九八年）大塚湖沼……●
（昭和九九年）大塚湖沼……●
（昭和一〇〇年）大塚湖沼……●

施設名称	用水管理施設 (02021001800000)
図面名称	施設管理図 全体配置図
測 点	S=1:50,000
縮 尺	
図 解 説	7-1-1

小田川地区水管理施設位置図

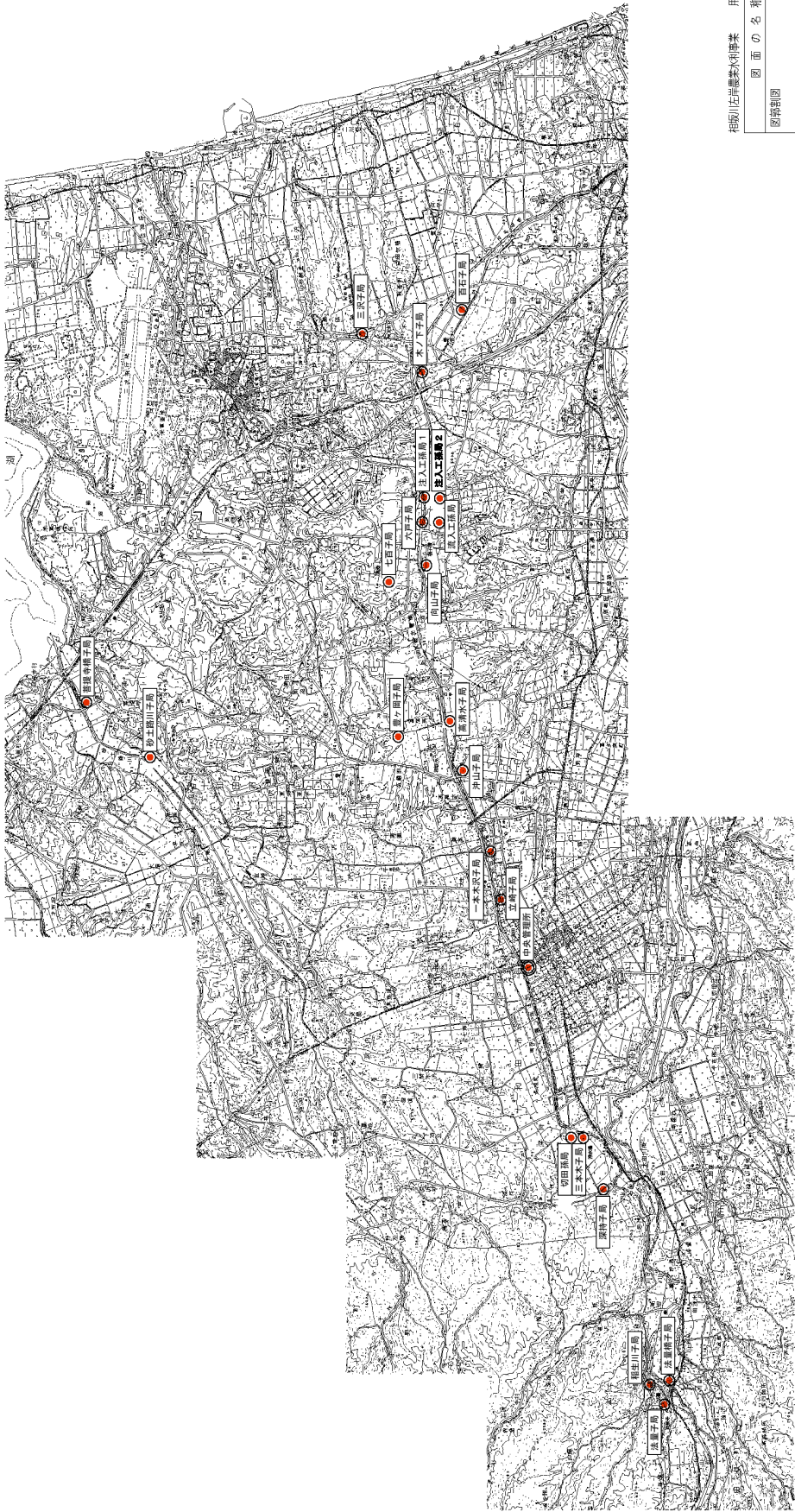


凡	例
	用水改良
施設計画	
○○○	頭首工
▽	貯水池
▽ 排水路	排水機場
排水路	用水路
施設施設	
○○○	頭首工
▽	排水機場
▽ 排水路	排水機場
排水路	用水路

※23～24 同水管理施設設計工事 (株式会社 岩田電産)
※25 水管理施設設計工事 (株式会社 岩田電産)
※25 水管理施設設計 (その2) 工事 (株式会社 岩田電産)
※29 小田川ダム水管理設備工事 (株式会社 岩田電産)
※29 小田川ダム事業建設費の付工事 (株式会社 岩田電産)

施設名	用水管理施設 (0202100010003)			
図面名	施設管理図			
所収年月日	令和	年	月	日
縮尺	1/50,000	図面番号	5 - 1 - 第 2	
作成者	東北電設技術専門学校建設部			

相坂川左岸地区水管理施設 位置図



相坂川左岸地区水管理施設 用水管理施設

図面の名称	図面番号
図面割図	1
測 量	平成 年 月 日
作成者	東北建設局 相坂川左岸地区水管理施設
測 点	



別添 5

三戸 (八戸平原) 地区水管理施設 位置図

【対象施設一覧表】

施設名称	管理対象施設		局区分	備考
	対象施設	管理方法（現況）		
1. 岩木川左岸地区				
● 岩木川統合頭首工	TM 親局装置		親局	○
(1) 統合頭首工流量局	・ 水位計 ・ 流量計	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(2) 右岸分水工	・ 水位計（H-Q）、管理所演算	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(3) 浜の町放水工	・ ゲート（1 門） ・ ゲート（2 門）	現場・遠方監視（TM）	子局	○
● 西津軽管理所	TM/TC 親局装置		親局	○
MCA 無線	基地局（西津軽管理所）、移動無線 7 機	移動無線（800MHz）		○
(4) 菰中放水工・幹線菰中	・ ゲート（1 門） ・ 水位計（2 台） ・ 流量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(5) 後長根川頭首工	・ 流量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(6-1) 中畑揚水機場・新和川注水工	・ ポンプ（1 台）	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(6-2) 中畑放水工	・ ゲート（1 門） ・ 水位計	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(7) 川村取水工	・ ゲート（3 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・ ゲート（2 門） ・ ゲート（2 門） ・ 水位計（3 台） ・ 流量計	現場・遠方監視（TM）		
(8) 廻堰揚水機場・廻堰取水工	・ ポンプ（2 台）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・ 水位計（4 台） ・ 流量計（2 台） ・ 雨雪量計	現場・遠方監視（TM）		
(9) 野木定盤分水工	・ ゲート（4 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・ 除塵機 ・ 水位計（3 台） ・ 流量計（2 台）	現場・遠方監視（TM）		
(10) 上広野分水工	・ ゲート（3 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・ 水位計 ・ 流量計（2 台）	現場・遠方監視（TM）		
(11) 下広野分水工・下広野放水工	・ ゲート（2 門） ・ ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局（自営線光配線）	
	・ 水位計 ・ 水位計（H-Q）、管理所演算（1 台）	現場・遠方監視（TM）		
(12) 幹線木造	・ 水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○

施設名称	管理対象施設		局区分	備考
	対象施設	管理方法（現況）		
(13) 崎野分水工	・ゲート（3門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計 ・流量計（2台）	現場・遠方監視（TM）		
(14) 三ツ館分水工	・ゲート（2門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計 ・水位計（H-Q）. 管理所演算（2台）	現場・遠方監視（TM）		
(15) 平野末端	・水位計（H-Q）. 管理所演算（2台）	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(16) 桑野木田放水工	・ゲート（1門） ・水位計 ・ゲート（2門） ・水位計（2台）	現場・遠方監視（TM）	子局	○
	・ゲート（2門）	現場・遠方操作（TM/TC）		
(17) 桑野木田分水工	・水位計 ・流量計（2台）	現場・遠方監視（TM）	子局	○
	・水位計	現場・遠方監視（TM）		
(18) 幹線兼館	・水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(19) 欠番				
(20) 幹線豊田	・水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(21) 豊川分水工	・分水ゲート（2門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計 ・水位計（H-Q）. 管理所演算（2台）	現場・遠方監視（TM）		
(22) 幹線家調	・水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(23) 近野揚水機場・幹線近野	・ポンプ（2台）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（3台） ・水位計（H-Q）. 管理所演算（2台）	現場・遠方監視（TM）		
(24) 越水揚水機場・山田川注水工	・ポンプ（2台） ・ゲート（1門）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・水位計（2台） ・流量計	現場・遠方監視（TM）		
(25) 吉見揚水機場	・ポンプ（2台） ・ゲート（1門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（2台）	現場・遠方監視（TM）		
(26) 蓮川揚水機場・蓮川制水工	・ポンプ（2台） ・ゲート（1門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（5台） ・流量計	現場・遠方監視（TM）		
(27) 稲垣揚排水機場・幹線稲垣	・ポンプ（5台） ・ゲート（6門） ・ゲート（2門）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・水位計（7台） ・流量計（2台） ・雨雪量計	現場・遠方監視（TM）		
(28) 弓袋揚排水機場	・ポンプ（4台） ・バルブ（2門） ・ゲート（1門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（2台）	現場・遠方監視（TM）		
(29) 平野揚排水機場	・バルブ（2台） ・ゲート（2門）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・ポンプ（4台） ・水位計（3台） ・流量計	現場・遠方監視（TM）		

施設名称	管理対象施設		局区分	備考
	対象施設	管理方法（現況）		
(30) 平 滝 揚 排 水機場	・ポンプ（3 台） ・バルブ（2 台） ・ゲート（2 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（3 台） ・流量計（2 台）	現場・遠方監視（TM）		
(31) 生 田 揚 排 水機場	・ポンプ（4 台） ・バルブ（2 台） ・ゲート（2 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（3 台） ・流量計 ・雨雪量計	現場・遠方監視（TM）		
(32-1) 新 小 戸 六ダム	・ゲート（1 門） ・水位計 ・雨雪量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(32-2) 出 崎 機 場	・ポンプ（3 台） ・ゲート（3 門） ・除塵機（3 機） ・水位計（2 台） ・雨雪量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(33) 砂山機場	・ポンプ（5 台） ・ゲート（1 門） ・ゲート（2 門） ・ゲート（2 門） ・ゲート（1 門） ・除塵機（3 機） ・水位計（5 台） ・流量計（5 台） ・雨雪量計	現場・遠方監視（TM）	中継子局	○
(34) 下 車 力 機 場	・ポンプ（4 台） ・ゲート（1 門） ・除塵機（3 機） ・水位計（2 台） ・雨雪量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(35) 出 精 川 制 水工	・ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（2 台）	現場・遠方監視（TM）		
(36) 土 滝 制 水 工	・ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計	現場・遠方監視（TM）		
(37) 吉 田 川 制 水工	・ゲート（2 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計	現場・遠方監視（TM）		
(38) 中 ノ 川 制 水工	・ゲート（2 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計	現場・遠方監視（TM）		
(39) 妙 堂 川 制 水工	・ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計	現場・遠方監視（TM）		
(40) 車 力 制 水 門	・水位計（2 台） ・ゲート（7 門）	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(41) 小 戸 六 溜 池	・ゲート（1 門） ・水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(42) 狄 ケ 館 溜 池	・ゲート（2 門） ・水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
2. 小田川地区				

施設名称	管理対象施設		局区分	備考
	対象施設	管理方法（現況）		
●中央管理所	TM/TC 親局装置		親局	○
(1)小田川ダム	・表面取水ゲート（2 門） ・斜樋ゲート（8 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・洪水吐ゲート（2 門） ・土砂吐ゲート（1 門） ・ダム貯水位計 ・1 号幹線水位計(H-Q) ・小田川放流水位計(H-Q) ・気象観測装置	現場・遠方監視（TM）		
(2)尻無揚水機 場	・洪水吐ゲート（コム1 門） ・取水ゲート（1 門） ・揚水ポンプ（2 台） ・流量調整バルブ（2 台）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・河川上流水位計 ・吸水槽水位計 ・吐水槽水位計 ・県営川山幹線流量計 ・第2 号幹線流量計 ・雨雪量計	現場・遠方監視（TM）		
(3)蒔田揚水機 場	・取水ゲート（3 門） ・揚水ポンプ（2 台）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・河川上流水位計 ・吸水槽水位計 ・ポンプ揚水量計 ・第5 号幹線流量計	現場・遠方監視（TM）		
(4)相原頭首工	・洪水吐ゲート（コム1 門） ・土砂吐ゲート（コム1 門） ・取水ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・河川上流水位計 ・取水流量計	現場・遠方監視（TM）		
(5)小田川頭首 工	・洪水吐ゲート（1 門） ・取水ゲート（2 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・河川上流水位計 ・第3 号幹線流量計(H-Q)	現場・遠方監視（TM）		
(6)金木川頭首 工	・洪水吐ゲート（2 門） ・取水ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・河川上流水位計 ・右岸流量計	現場・遠方監視（TM）		
(7)前堰頭首工	・洪水吐ゲート（1 門） ・取水ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・河川上流水位計 ・前堰幹線水位計(H-Q)	現場・遠方監視（TM）		
(8)飯詰第3 頭 首工	・洪水吐ゲート（1 門） ・取水ゲート（2 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・河川上流水位計 ・県営円兵堰幹線水位計 ・県営第6 号幹線流量計	現場・遠方監視（TM）		
(9)中里頭首工	・洪水吐ゲート（コム1 門） ・取水ゲート（1 門） ・河川上流水位計 ・県営浅井幹線水位計(H-Z-Q) ・県営第5 号幹線上流流量計 ・第5 号幹線上流流量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(10)尾別頭首 工	・洪水吐ゲート（コム1 門） ・取水ゲート（1 門）	現場・遠方監視（TM）	子局	○

施設名称	管理対象施設		局区分	備考
	対象施設	管理方法（現況）		
	・河川上流水位計 ・県営尾別幹線水位計(H-Q)			
(11) 花持頭首工	・洪水吐ゲート（2門） ・取水ゲート（1門） ・河川上流水位計 ・県営花持幹線左岸水位計(H-Q) ・県営花持幹線右岸水位計(h-Q) ・県営第5号幹線上流流量計 ・県営第5号幹線下流流量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(12) 中里排水機場	・排水ポンプ（2台） ・常時排水ポンプ（1台） ・揚排水兼用ポンプ（2台） ・制水バルブ（2台）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・吸水槽水位計 ・吐水槽水位計 ・県営中里幹線揚水量計 ・雨雪量計	現場・遠方監視（TM）		
(13) 新河排水機場	・ポンプ（2台） ・河川上流水位計 ・吐水槽水位計	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(14) 森内排水機場	・排水ポンプ（2台） ・吸水槽水位計 ・吐水槽水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(15) 駒留排水機場	・排水ポンプ（2台） ・吸水槽水位計 ・吐水槽水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(16) 金木排水機場	・排水ポンプ（2台） ・吸水槽水位計 ・吐水槽水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(17) 藤枝溜池合流工	・取水バルブ（1台）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・溜池水位計 ・第5号幹線下流水位計 ・取水流量計 ・吐水槽水位計 ・第5号幹線流量計	現場・遠方監視（TM）		
(18) 大沢内溜池合流工	・取水バルブ（1台）	現場・遠方操作（TM/TC）	中継子局	○
	・溜池水位計 ・第5号幹線下流流量計 ・取水流量計	現場・遠方監視（TM）		
(19-1) 三ノ沢溜池	・県営第6号幹線下流流量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(19-2) 三ノ沢溜池	・溜池水位計	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(20) 二ノ沢溜池	・溜池水位計 ・県営二ノ沢幹線下流水位計(H-Q) ・県営二ノ沢幹線上流流量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(21-1) 高根（上高根溜池）	・溜池水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(21-2) 高根（上高根溜池）	・県営上高根幹線水位	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(22) 第4号分	・分水量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○

施設名称	管理対象施設		局区分	備考
	対象施設	管理方法（現況）		
水工（沖飯詰）				
(23-1) 第 5-2 号分 水 工（毘沙門）	・ 第 5-2 号分 水 工 分 水 量 計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(23-2) 第 5-2 号分 水 工（毘沙門）	・ 第 6 号分 水 工 分 水 量 計	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(23-3) 第 5-2 号分 水 工（毘沙門）	・ 第 7 号分 水 工 分 水 量 計	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(24) 嘉瀬第 1 分 水 工	・ 第 3 号幹線水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(25) 喜良市放 水 工	・ 制水ゲート（1 門） ・ 土砂吐ゲート（1 門） ・ 余水吐ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局（自営線（光ファイバ））	
	・ 第 4 号幹線下流水位計（H-Q） ・ 第 4 号幹線上流水位計 ・ 鹿の子溜池水路流量計	現場・遠方監視（TM）		
(26-1) 八 幡 分 水 工	・ 第 5 号幹線上流流量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(26-2) 八 幡 分 水 工	・ 第 5 号幹線下流流量計	現場・遠方監視（TM）	子局（特定小電力無線）	
(27) 新 河 ラ バ ー ダ ム	・ 洪水吐ゲート（コム 1 門） ・ 河川上流水位計 ・ 河川下流水位計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(28) 新 河 放 水 工	・ 制水ゲート（1 門） ・ 余水吐ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・ 第 5 号幹線下流水位計（H-Q） ・ 県営浅井幹線水位計（H-Q） ・ 第 5 号幹線上流流量計	現場・遠方監視（TM）		
(29) 飯詰第 1 頭 首 工	・ 洪水吐ゲート（コム 1 門） ・ 取水ゲート（1 門） ・ 河川上流水位計 ・ 県営幹線水位計（H-Q）	現場・遠方監視（TM）	子局	○
(30) 金 木 分 水 工	・ 第 3 号幹線水位計（H-Q） ・ 県営金木幹線水位計（H-Q） ・ 第 4 号幹線下流流量計	現場・遠方監視（TM）	子局	○
3. 相坂川左岸地区				
●中央管理所	TM/TC 親局装置		親局	○
(1) 元村子局	・ 元村幹線分水ゲート（1 門） ・ 合流チェックゲート（1 門） ・ 放水ゲート（1 門） ・ 元村チェックゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・ 水位計（4 台）	現場・遠方監視（TM）		
(2) 一本木沢子局	・ 放水ゲート（1 門） ・ 一本木沢チェックゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・ ポンプ（3 台） ・ 水位計（2 台） ・ 流量計	現場・遠方監視（TM）		

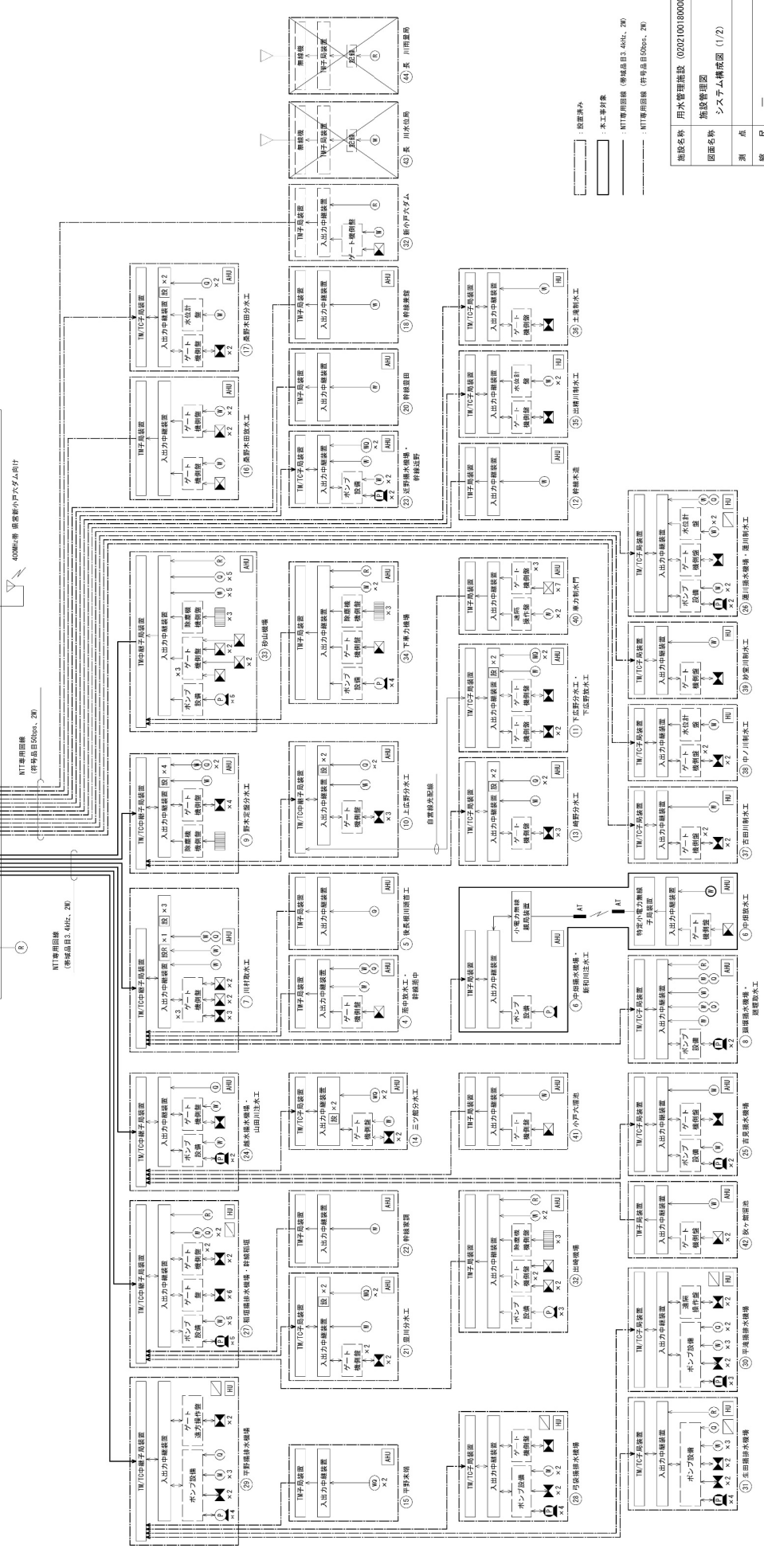
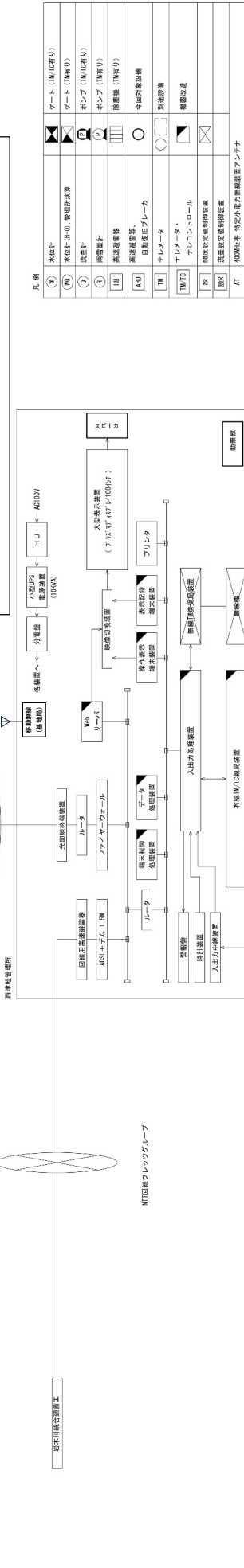
施設名称	管理対象施設		局区分	備考
	対象施設	管理方法（現況）		
(3) 六戸子局	・調整池チェックゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・流入ゲート（1 門）	現場・遠方監視（TM）		
(4) 稲生川子局	・取水ゲート（1 門） ・ゲート（5 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計 ・流量計 ・雨量計 ・温度計	現場・遠方監視（TM）		
(5) 砂土路川子局	・ポンプ（3 台） ・取水ゲート（3 門） ・除塵機（3 機）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・頭首工ゴム堰（1 門） ・水位計（2 台） ・流量計	現場・遠方監視（TM）		
(6) 法量子局	・ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計 ・流量計	現場・遠方監視（TM）		
(7) 深持子局	・深持幹線ゲート（1 門） ・深持チェックゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（3 台）	現場・遠方監視（TM）		
(8) 立崎子局	・立崎幹線ゲート（1 門） ・立崎チェックゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計（3 台）	現場・遠方監視（TM）		
(9) 豊ヶ岡子局	・ポンプ（4 台）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・水位計 ・流量計	現場・遠方監視（TM）		
(10) 高清水子局	・高清水チェックゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・高清水ゲート（1 門） ・流量計（2 台）	現場・遠方監視（TM）		
(11) 切田孫局	・切田幹線ゲート（1 門）	現場・遠方操作（TM/TC）	孫局（光ケーブル）	
	・水位計（3 台）	現場・遠方監視（TM）		
(12) 流入工孫局	・流入調整バルブ（1 台）	現場・遠方操作（TM/TC）	孫局（光ケーブル）	
	・水位計 ・流量計	現場・遠方監視（TM）		
(13) 注水工孫局	・主注水バルブ（1 台） ・副注水バルブ（1 台）	現場・遠方操作（TM/TC）	孫局（光ケーブル）	
	・水位計	現場・遠方監視（TM）		
(14) 流出工孫局	・注水制水バルブ（1 台） ・流量計	現場・遠方監視（TM）	孫局（光ケーブル）	
(15) 法量橋子局	・水位計	現場・遠方監視（TM）	子局（LTE 網）	
(16) 沖山子局	・沖山幹線ゲート（1 門） ・沖山チェックゲート（1 門）	現場・遠方監視（TM）	子局（LTE 網）	
	・水位計（3 台）			
(17) 菩提寺橋子局	・水位計	現場・遠方監視（TM）	子局（LTE 網）	

施設名称	管理対象施設		局区分	備考
	対象施設	管理方法（現況）		
(18) 向山子局	・ 向山用水路ゲート（1 門） ・ 向山チェックゲート（1 門） ・ 水位計（3 台）	現場・遠方監視（TM）	子局（LTE 網）	
(19) 七百子局	・ ポンプ（3 台） ・ 水位計 ・ 流量計	現場・遠方監視（TM）	子局（LTE 網）	
(20) 三沢子局	・ 三沢用水路ゲート（1 門） ・ 鶉久保用水路ゲート（1 門） ・ 水位計（3 台）	現場・遠方監視（TM）	子局（LTE 網）	
(21) 木ノ下子局	・ 三沢幹線ゲート（1 門） ・ 百石幹線ゲート（1 門） ・ 水位計（3 台） ・ 雨量計	現場・遠方監視（TM）	子局（LTE 網）	
(22) 百石子局	・ 百石支線ゲート（1 門） ・ 前蒼前幹線ゲート（1 門） ・ 水位計（3 台）	現場・遠方監視（TM）	子局（LTE 網）	
4. 三戸（八戸平原）地区				
●中央管理所	TM/TC 親局装置		親局	○
(1) 巻の下子局	・ 取水ゲート（1 門） ・ ポンプ（2 台）	現場・遠方操作（TM/TC）	子局	○
	・ 放流工ゲート（1 門） ・ 土砂吐ゲート（1 門） ・ バルブ（3 台） ・ ポンプ揚水量計 ・ 河川上流水位計 ・ 巻の下吐水槽水位計	現場・遠方監視（TM）		
(2) 不習子局	・ 吐水槽水位計（2 台）	現場・遠方監視（TM）	子局	
(3) 世増子局	・ 吐水槽水位計（2 台）	現場・遠方監視（TM）	子局	○

岩木川左岸地区 現況システム構成図 (1/2)

別紙 2

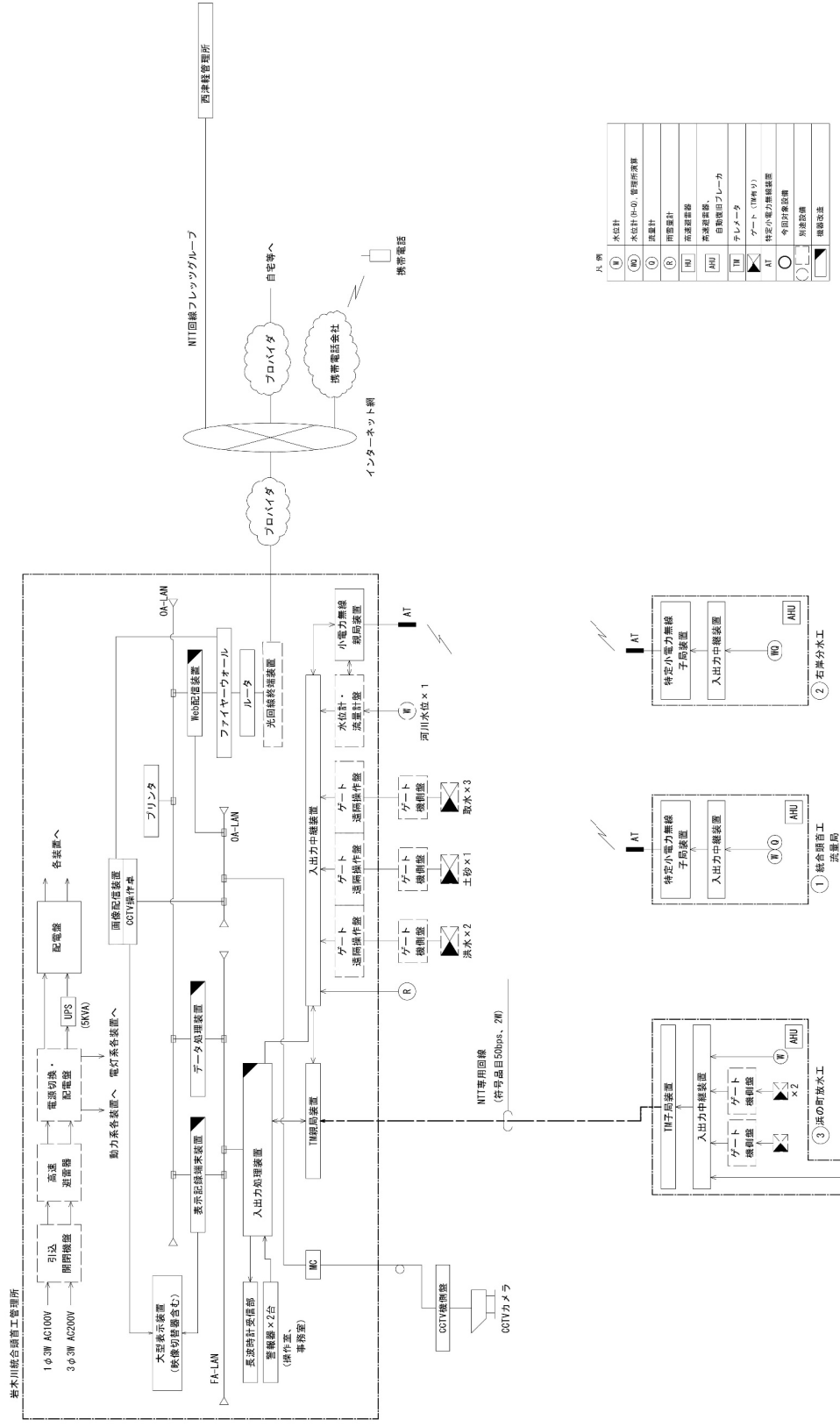
西津軽管理所



施設名称	用水管理施設 (0202100100000)
図面名称	施設管理図
シスチム構成図 (1/2)	
測 点	—
縮 尺	—
図面番号	7-1-63

岩木川左岸地区 現況システム構成図 (2/2)

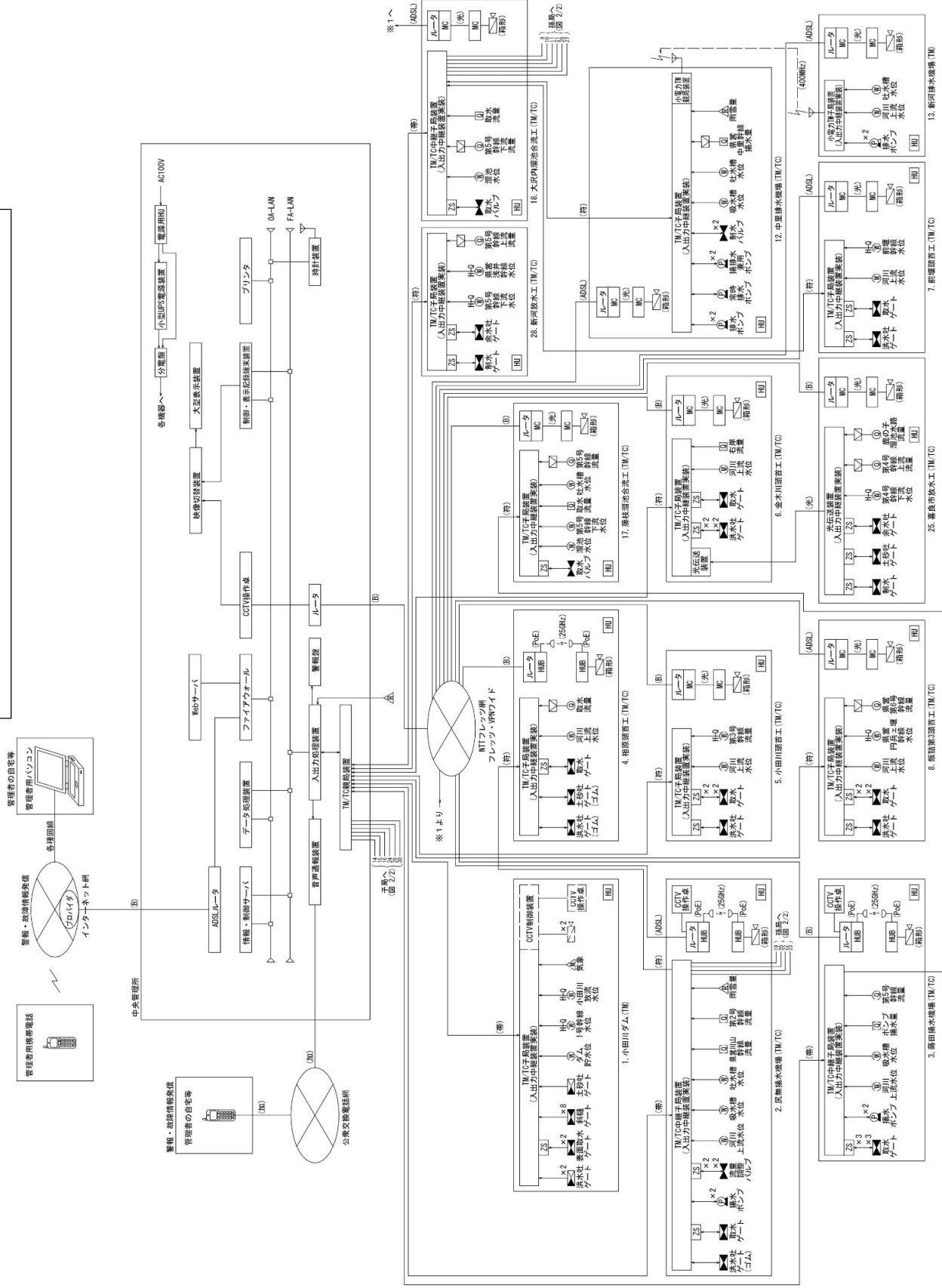
岩木川統合頭首工

[illegible]

施設名称	用水管理施設 (0202100180000)
図面名称	施設管理図 システム構成図 (2/2)
測 点	
縮 尺	—
図面番号	7-1-64

小田川地区 現況システム構成図(1/2)

別紙 3

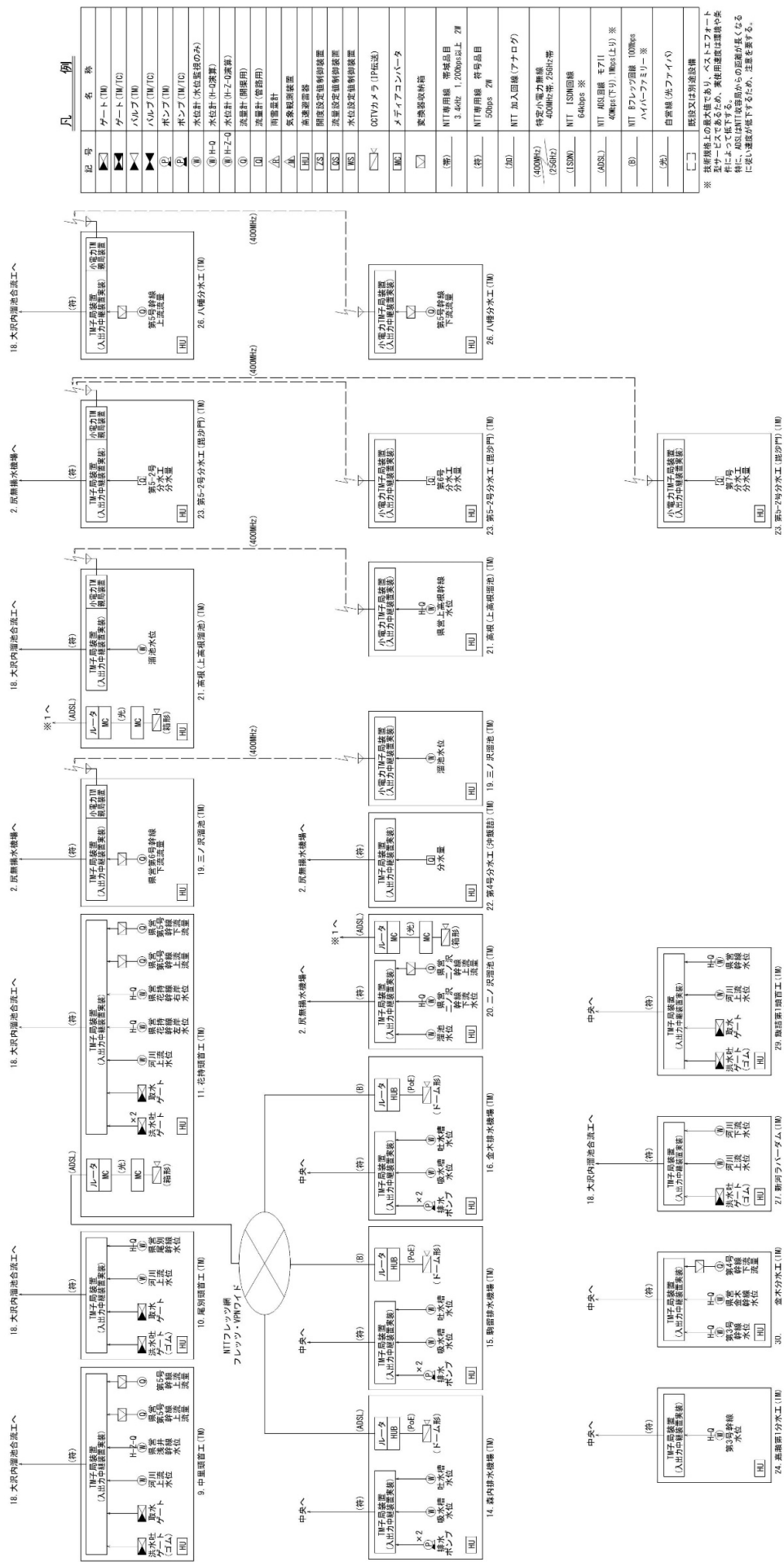
[illegible]

※ 技術規格上の最大値であり、ベストエフォート型サービスであるため、実使用速度は環境や条件によって低下する。

施設名	用水管理施設 (2022100010038)		
図面名	システム構成図 (1/2)		
作成年月	令和 3年 3月		
縮尺	No Scale	図面番号	6-1-1 図 3
作成者	東区施設局建設土木改良施設課 廣瀬		

別紙 3

小田川地区 現況システム構成図(2/2)

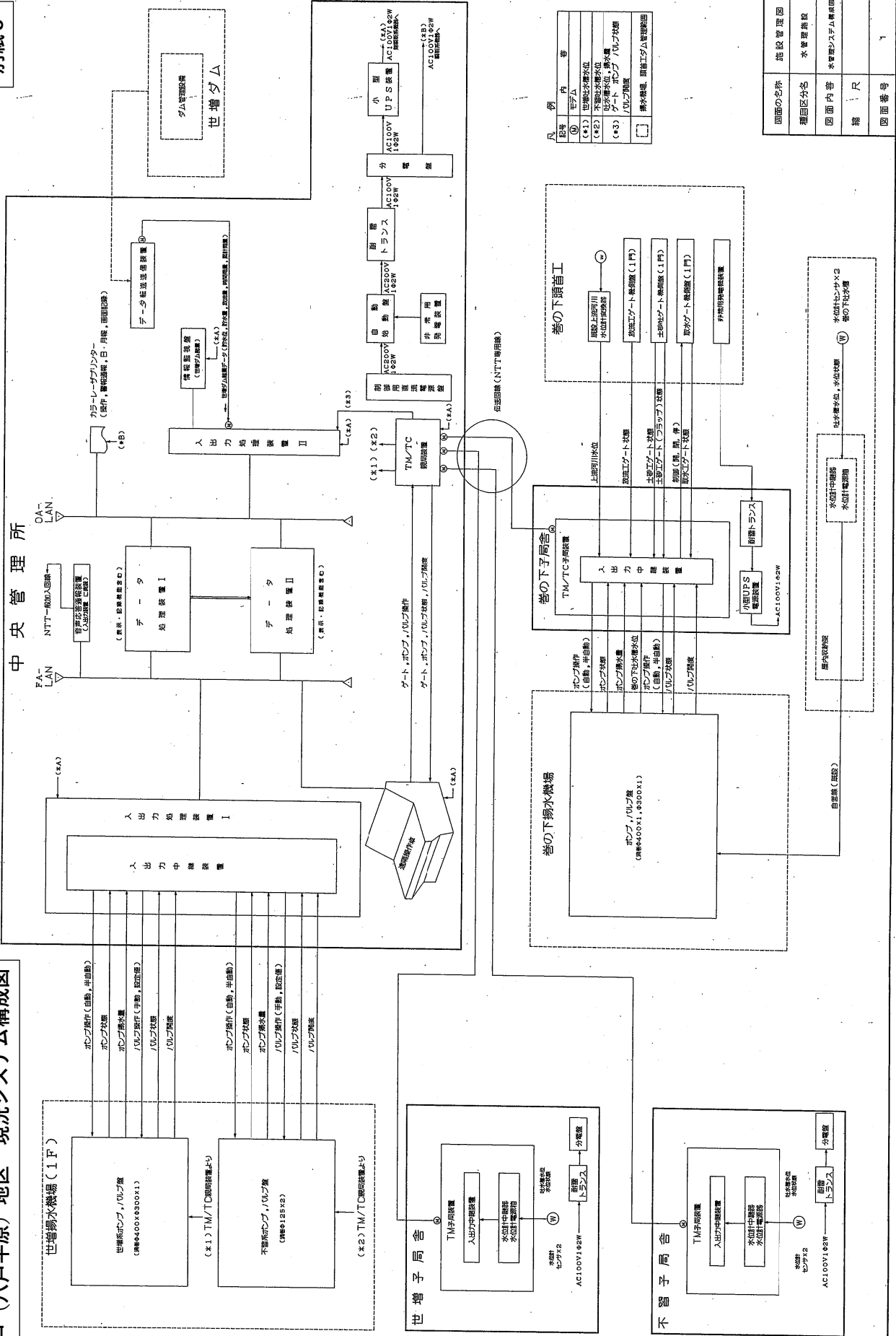


施設名	用水管理施設 (0202100010038)		
図型名	システム構成図 (2/2)		
作成年月日	令和 3 年	3 月	
縮尺	No Scale	図面番号	6 - 1 - 図 4
作成者	東北建設局河野土地建設課等野所		

三戸（八戸平原）地区 現況システム構成図

別紙 5

中央管理所



図面の名称	施設管理図
種別区分名	水管理施設
図面内容	水管理システム構成図
縮尺	1:1
図面番号	1

【作業項目内訳表】

(岩木川左岸地区、小田川地区、相坂川左岸地区、三戸地区（八戸平原地区）作業項目内訳である。)

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料等を整理、把握し、作業計画を立案する。	○
2. 経済効果算定資料の更新		
2-1. 諸係数の改正等を踏まえた総費用及び総便益の更新	過年度に作成した経済効果算定資料のうち、総費用及び総便益について、発注者より貸与する最新の「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数」の支出済費用換算係数の改正值や事業費の更新結果等を用いて、データの更新を行う。 なお、岩木川左岸地区及び相坂川左岸地区は事後評価結果を用いた手法、小田川地区及び三戸地区（八戸平原地区）は水管理施設整備に係る効果算定の解説に基づく手法により算定する。	○
2-2. 総括表等の更新	過年度に作成した経済効果算定資料のうち、総括表（第1表～第3表、第5表等）について、上記2-1.の結果を踏まえ、データ更新を行う。	○
3. 効用に関する説明資料等の更新	過年度に作成した小田川地区及び三戸地区（八戸平原地区）の効用に関する説明資料及び効用に関する詳細資料について、上記2の結果を踏まえ、更新を行う。	○
4. 受益面積の補足整理	前年度整理した受益面積を発注者が貸与する令和7年度転用等による除外面積より最新の受益面積に補足整理する。	○
5. 事業計画書（案）及び補足説明資料の補足整理	上記各作業項目の結果を反映し、緊急防災等工事計画書（案）の各審査段階を踏まえ、過年度作成した事業計画書（案）（現況平面図、計画平面図、主要工事図面）、補足説明資料、工事概要説明資料（PowerPoint）の修正及び更新を行う。	○
6. 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○